

政府の報告書等におけるSPEEDIについての記述に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年九月三十日

参議院議長 西岡武夫 殿

森 まさこ

政府の報告書等におけるSPEEDIについての記述に関する質問主意書

平成二十三年六月十七日の参議院東日本大震災復興特別委員会における私の質問に対し、海江田前経済産業大臣は、原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書におけるSPEEDIの活用についての記述を訂正する旨答弁し、六月二十日に訂正案が提示され、後日報告書の訂正がなされた。

しかし、同年七月に文部科学省により発行された、平成二十三年科学技術白書の中では、SPEEDIに関して「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムについては、放出源情報を得ることができずに大気中の放射性物質の濃度等の変化を定量的に予測するという本来の機能を發揮できなかつた」と記述されている。この記述は、IAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書の訂正前の記述内容と趣旨を同じくするものであり、当該報告書の記述が訂正された事実に鑑みれば、科学技術白書における記述についても正しく修正して発行されるべきであつたものと思われるが、これを修正することなく発行するに至つたのは何故か。政府の見解を明らかにされたい。

また、発行後であつても、しかるべき手段により当該記述を訂正すべきであると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

